

青森公立大学学術文化・スポーツ及び社会貢献に関する学生表彰規程

平成21年4月1日

規程第120号

改正 平成27年 3月規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学学則（平成21年規程第1号）第35条及び青森公立大学大学院学則（平成21年規程第3号）第38条の規定に基づき、学術文化、スポーツ等の各分野において優秀な成績を収めた者及び団体並びに社会貢献活動において顕著な功績を残し、社会的に高い評価を得た者及び団体を表彰することについて必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類及び要件)

第2条 表彰は、次に掲げる実績又は功績を収めた者及び団体について、これを行う。

(1) 学長特別顕彰

- イ 学術文化、スポーツ等の各分野で世界規模大会に出場した者及び団体
- ロ 社会福祉、社会経済の振興等の社会貢献活動において優れて顕著な功績を残し、世界的に高い評価を受けたと認められる者及び団体

(2) 学長顕彰

- イ 学術文化、スポーツ等の各分野で全国規模大会において3位以内に入賞した個人及び団体
- ロ 社会福祉、社会経済の振興等の社会貢献活動において顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者及び団体

(3) 学術文化・スポーツ優秀賞

- イ 学術文化、スポーツ等の各分野で東北地区規模以上の大会において、3位以内に入賞した個人及び団体
- ロ 社会福祉、社会経済の振興等の社会貢献活動において功績を残し、社会的に評価を受けたと認められる者及び団体

(4) 学術文化・スポーツ功労賞

当該年度において学部を卒業し、又は大学院を修了する者で、在学期間に前3号に掲げる表彰を受賞した実績があり、かつ、本学の名声を広く社会に知らしめたと認められる者

2 前項第1号から第3号までに掲げる表彰は、同一年度において重複して受賞することができない。

(表彰対象者及び団体の推薦)

第3条 教職員及び学生は、前条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者及び団体があるときは、青森公立大学学生表彰推薦書（別記様式）により、学長に推薦するものとする。

2 前項の規定による推薦は、自薦又は他薦の別を問わない。

（表彰の審査及び決定）

第4条 前条の規定による推薦があったときは、学部の学生にあっては学務運営会議において、大学院の学生にあっては大学院運営会議において審査を行うものとする。

2 表彰の決定は、学部の学生にあっては学部教授会の意見を徴し、大学院の学生にあっては研究科教授会の意見を徴した上で、学長が行う。

（表彰の方法）

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 学長は、表彰状の授与に併せて記念品を贈呈することができる。

（表彰の時期）

第6条 第2条第1項第1号から第3号までの規定に該当する者（次項において「被表彰者」という。）への表彰は、毎年度1回、春学期のオリエンテーションにおいて行う。

2 前項の規定にかかわらず、被表彰者が、表彰の対象となった実績及び功績を収めた年度において卒業する場合は、当該年度の学位授与式の前日までにその表彰を行う。

3 第2条第1項第4号の規定に該当する者への表彰は、当該者が卒業する年度の学位授与式においてこれを行う。

4 前3項の規定にかかわらず、表彰する事由があると認められるときは、必要に応じて表彰を行うことができる。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、学部教授会又は研究科教授会の意見を徴した上で学長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第15号）

（施行期日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

年　月　日

青森公立大学学生表彰推薦書

青森公立大学 学長 様

(学籍番号)

推薦人 _____ 印

年度学術文化・スポーツ及び社会貢献に関する学生表彰について、下記の者
(団体) を _____ に推薦いたします。

記

1. 被表彰者 学部・研究科 _____
(学籍番号)

2. 実績

3. 推薦理由

4. 添付資料

学長	局長	教務担当	学生担当	GL	TL	担当